

令和4年第4回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年4月5日(火) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時58分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
5番 溝口 憲幸 6番 梶山 正治

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 有馬 隆幸
主 事 西村 昌敏 主 事 山崎 智晴

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (4) 特定農地の貸付けの承認申請について

- (5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (6) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について
- (7) 広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について
- (8) 広島市農業委員会農業用機械・パイプハウス等資材登録制度（農業用機械・パイプハウス等資材バンク）実施要領について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地法第3条許可取消の専決処理について
- (6) 農地転用届出撤回の専決処理について

・その他

- (1) 令和4年度農業委員会総会予定について
- (2) 令和4年度第1回地区協議会の日程について
- (3) 令和4年4月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和4年第4回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。

安佐南区安古市地区の武内推進委員です。よろしくお願いたします。

本日の欠席はおりませんので、出席者が過半数に達しており、総会は成立いたします。

まず、議事録署名者を指名いたします。5番、溝口委員、6番、梶山委員、よろしくお願いたします。

それでは、審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について7件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請7件について説明します。議案の3ページから4ページをご覧ください。

1番は、新規に就農するため、農地を譲り受けるものです。タマネギ、クウシンサイ、ダイズを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

2番、5番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

3番は、不在地主である譲渡人の農地を、隣接する農地の所有者である譲受人が取得するものです。

4番は、申請地に隣接する農地の相続人である譲受人が、申請地と併せて耕作するために取得するものです。

6番は、2月に3条許可を得た農地に隣接する申請地を、追加で取得するものです。

7番は、譲受人の兄が借り受けていた農地を、合意解約し、弟である譲受人が借り受けるものです。譲受人は、本市域内に耕作地はなく、申請面積は630㎡ですが、江田島でミカンを栽培しており、江田島市農業委員会から1,095㎡を耕作している旨の証明書が添付されています。許可後の耕作面積は申請地と合わせて1,725㎡となりますので、下限面積の要件を満たしております。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。

1番につきご報告いたします。3月22日に事務局の方と現地を確認し、鍛冶山委員は別日に確認いただいております。譲渡人2名は、相続により農地を承継されましたが、県外に居住しており、今後耕作する予定もないことから、本格的に農業に取り組みたいという譲受人に農地を譲渡する案件です。営農計画もしっかりされており、問題ないと思います。

議 長

2番、溝口委員。

溝口委員

5番の溝口です。

2番の案件でございますが、3月17日に福島委員、私と事務局職員2名で現地確認しました。適正に管理されており、問題ないと思われま

議 長

3番、4番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。

3番、4番は令和4年3月17日木曜日に岩重委員と事務局職員の方2名で現地調査を行いました。

3番は、ほ場整備地でございますが、農地は適正に管理されておりました。譲渡人の農地を無償で譲り受け、引き続き水稻栽培を行うという案件でございます。譲受人は、広島市西区にお住まいですが、当地区に1,800㎡余りの自己所有農地があり、現在災害復旧工事のため、休耕田となっております。取得する農地は、作付けから収穫まで近隣の方に作業委託されるということから、問題はないと思います。

4番は、これも同じくほ場整備地ですが、申請地は隣接農地の法面となっている状況でございます。譲渡人が県外に転出する際、自己所有の農地等処分されましたが、当農地が処理されずに残っていたことが分かり、譲渡人と譲受人が合意した上で所有権移転する案件でございます。譲受人は現状のまま、引き続き耕作を行うということでございますので、異議はございません。

議 長

5番、沖田委員。

沖田委員

1 2 番の沖田です。

沼田委員、事務局職員と調査いたしました。山際の雑木や竹を伐採して整備し、耕作できる状態にしていたので問題ありません。

議 長

6 番、河野信義委員。

河野（信）委員

1 3 番の河野です。

この件は、前回 2 月の審議案件と同じように、譲受人が譲渡人から農地を購入するという件で、譲受人が規模拡大のために購入されるもので、問題はありません。

議 長

7 番、児玉委員。

児玉委員

1 9 番の児玉です。

3 月 1 8 日に、奥田委員、事務局職員 2 名と現地確認しました。借主が兄から弟に変わっての耕作の継続なので、今も作物ができており、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございます。

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、7 件を許可することに決定します。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について 1 3 件を上程します。説明をお願いいたします。

事務局（有馬主査）

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の13件について説明いたします。議案の5ページから7ページをご覧ください。

1番は宅地への転用事案で、自動車部品卸業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、貸車庫4棟及び管理用の倉庫1棟を建築しようとするものです。

2番は雑種地への転用事案で、土木建築業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、資材置場及び駐車場として利用するものです。

3番は雑種地への転用事案で、「〇〇連盟」の会員である譲受人が、連盟の活動拠点として申請地を譲り受け、倉庫2棟の建築並びにパラグライダー駐機場及び車両置場として利用するものです。

4番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。譲受人は県外事業者ですが、機器のメンテナンスは親会社の広島支店が行うこととしています。

5番から9番は宅地への転用事案で、土木建設業等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、建設工事用の資機材等保管施設、工事車両置場及び資材保管倉庫用地として利用しようとするものです。

10番は宅地への転用事案で、不動産業等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、同時に取得する隣接宅地の駐車場及び庭敷として利用しようとするものです。

11番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

12番は雑種地への一時転用事案で、建設業を営む譲受人が、申請地を借り受け、本市発注の災害復旧工事のための資材置場、車両置場及び休憩所等の仮設建物用地として利用するものです。転用期間は令和4年9月30日までとなっております。

13番は雑種地への一時転用事案で、自動車販売業を営む譲受人が、申請地を借り受け、新たに開店する自動車展示場等の販売車輛の仮置場として利用しようとするものです。転用期間は令和4年11月30日までとなっております。

申請地は3番を除き、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

3番の案件につきましては、平成12年度から平成17年度に実施された「農村活性化住環境整備事業」区域内の農地で、異種目換地を受けた非農用区域内の土地であり、第1種農地の不許可の例外に該当するものと思われます。

なお、4番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年2月24日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

また、2番、3番及び12番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させております。

1番、2番、4番及び10番から13番の7件の案件につきましては、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

3番については、第1種農地に該当するため、5番から9番については、転用面積が30アールを超えるため、本総会で承認されますと、4月18日（月）に開催される広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

なお、5番から9番については、宅地造成等規制法の許可を要する案件であるため、本法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。

以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、梶山正治委員。

梶山委員

6番の梶山です。

3月18日に事務局職員と現地調査いたしました。これは2か所にありますが、各々周りの農地には特に支障はありませんので問題ないと思います。

議 長

2番、伊藤委員。

伊藤委員

7番の伊藤です。

本件は3月18日に事務局職員2名と現地調査を行いました。私の記憶の範囲ですが、おそらく20年以上前から転用がされていたはずですが、無断転用だとは私も知りませんでした。今更新たな被害が生じるとは考えられませんので、転用許可とすることについては異議ありません。

議 長

3番、岩重委員。

岩重委員

8番の岩重です。

3番の案件は、3月17日に事務局2名と現地確認しました。現地には既にプレハブがあり、車両置場として利用されていました。始末書の提出もあり、草刈りなど管理され、きれいな農地でした。周辺農地への影響はないと思われるので農地転用は問題ないと思います。

議 長

4 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。

4 番は令和 3 年 9 月 1 7 日に事務局職員 2 名とで現地調査を行いました。申請地の西側には、既に太陽光発電が設置され、稼働しています。東側は住宅がありますが、別に問題はないと思います。北側は鉄道、南側は市道といった状況で、隣接農地もなく、設置することによる影響等は無いと思われしますので、異議はございません。

議 長

5 番から 1 0 番、河野信義委員。

河野（信）委員

1 3 番の河野です。

5 番から 9 番につきましては、3 月 1 7 日に現地の調査をしております。

先ほど事務局からの説明がございましたが、転用者は土木業者で、建設工事の資機材、車両の保管等をされるということです。これは、戸山川と市道の間面に面した広い土地で、雑草の管理はしてありましたが、長く耕作されていない農地でした。

1 0 番につきましては、随分前は宅地であったようですが、現在は、草管理はしてあったものの、耕作されていない土地です。そこを取得し、新たに駐車場、庭敷きにされるということです。問題はないと思います。

議 長

1 1 番、谷口委員。

谷口委員

1 4 番の谷口です。

1 1 番の案件につきましては、長年休耕状態が続いており、農業後継者もないということで、太陽光パネルの設置となります。また、隣地も既に太陽光パネルが設置されており、反対側の隣地も山ということで、問題はないと思います。

議 長

1 2 番、河野芳徳委員。

河野（芳）委員

1 5 番の河野です。

3月16日に事務局職員2名と現地調査を行いました。

この案件は広島市安芸区役所から河川の災害復旧工事を受注し、施工区域近隣に資材置場が必要であり、事務局から説明があったように令和4年9月30日までの期間、一時転用するものです。資材置場をはじめ、車両置場、休憩所、倉庫及びトイレ等が既に設置してあり、既転用ではありますが始末書も添付されており、転用については異議ありません。

議 長

13番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。

13番は、3月18日に児玉委員、事務局職員の方2名と現地調査いたしました。現地は休耕であり、車両の仮置場へ転用は問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番、2番、4番及び10番から13番の7件を許可することに決定いたします。

3番及び5番から9番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

5番から9番は、常設審議委員会において異議なしと回答を得たうえで、宅地造成等規制法の許可に合わせ、農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価

格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。

農業委員会としましては、

- ① 被相続人が農業を営んでいたか。
- ② 相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか。
- ③ 申請農地等は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正に管理が行われているか。

などを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の 8 ページをご覧ください。今回、2 件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりでございます。この申請につきましては、先ほど申しあげました①～③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定を受ける農地に該当します。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

議 長

それでは、1 番は私の担当なのでご報告します。

3 月 17 日に溝口委員と事務局職員 2 名と現地調査を行いました。適正に管理されていまして、問題ないと思います。

議 長

2 番、溝口委員。

溝口委員

5 番の溝口です。

3 月 17 日に事務局職員 2 名と現地を確認しました。その時、農地法第 3 条の現地調査の関係で福島委員も一緒に見ていただきました。きれいに耕作しており、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。

続きまして、議案第4号、特定農地の貸付けの承認申請について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第4号、特定農地貸付けの承認申請について説明いたします。

議案の9ページをご覧ください。

令和4年3月15日付けで特定農地貸付けの承認申請がありました。これは、特定農地貸付けにより申請者が市民菜園を開園するものであり、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定により、特定農地貸付けを行おうとするときは、農業委員会に承認を求めることとなっているため、承認申請があったものです。

承認にあたり審査を行う点は、4点あります。

第1点が、申請地が適切な位置及び妥当な規模であること。

第2点が、募集及び選考の方法が公平かつ適正であること。

第3点が、適正かつ円滑な利用を確保する方法であること。

第4点が、申請地が所有権以外の権原に基づいて耕作されていないこと。

となっております。

申請概要は、議案に記載しているとおりでございます。申請地は、11月15日付けで広島市との間で貸付協定を締結し、令和4年4月1日に開園した市民菜園用地と同じ筆で、前回の申請が一部申請でしたが、今回の申請で全部が市民菜園用地となります。申請地は、承認後に開園することになります。

第1点目の位置及び規模については、集団優良農地を分断することなく、利用者の数等からみて、適切であり、第2点目の募集及び選考方法については、広島市広報紙「市民と市政」に掲載するほか、ホームページ等により一般公募し、申し込みの受付及び利用者の選考は、(公財)広島市農林水産振興センターで行うこととなっていることから、公平かつ適正であります。第3点目の適正かつ円滑な利用を確保する方法は、申請人が申請用地の所有権を有しており、貸付け条件も違法不当でなく問題はありません。第4点目の所有者以外の権限については該当がなく、4つの要件を満たしています。

以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

議案第4号について、担当委員の意見を伺います。

1番、鍛冶山委員。

鍛冶山委員

2番の鍛冶山です。

3月22日に事務局職員2名と現地を調査いたしました。この件は、令和3年12月に総会で承認され、44区画であったものが、36区画増えて80区画にするという案件です。近隣への影響もなく、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定いたします。

続きまして、議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について2件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和4年3月14日付けで、広島市長から農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。

第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。となっています。

なお、ご存知のとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の10ページをご覧ください。

農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、続く11ページから22ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、ハウスで葉物野菜の栽培を行っています。ハウス内のかん水は、は種毎にチューブを設置していますが、チューブ設置に時間がかかるため、ハウスの一部にサイドかん水を常設します。また、臨時雇用を増やし、労働時間の削減を図ることで、年間労働時間2,000時間、年間所得562万円を目指す計画を立て、申請するものです。

2番の申請者は、現在、ハウスで葉物野菜やコカブを周年栽培し、市場出荷を行っています。今後は葉物野菜中心から、根菜類と冬のコカブ栽培へシフトし、水稻の農作業受託を増やすことで、労力の分散と所得の増加を図ります。また、優良品種を導入することで、良品出荷と単価を上げることに繋がります。さらに、家族・雇用労働の効率的活用を進め、計画的に休みを取り入れることで、年間労働時間2,000時間、年間所得500万円を目指す計画を立て、申請するものです。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号の2件について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1番、武内推進委員。

武内推進委員

安佐南区の安古市佐東地区を担当しております。農地利用最適化推進委員の武内です。

1番の申請者は、3月29日に福島会長と共に農園を訪問し、話を伺いました。意向としては、農地は可能な限り現状維持していき、作業の効率化をすることで所得の向上を図りたいが、農地の周辺は宅地化が進んでおり、早朝や冬場の日照不足で収穫量が落ちるかもしれないと言っていました。

また、最近では夜間の街灯の影響により、ハウレンソウのトウ立ちが起り、あまりハウレンソウはトウ立ちは出にくいと思うのですが、ハウレンソウでもトウ立ちが出てしまったということで、収穫量の減少や売上高を確保することの難しさを実感しているとのことでした。

そういった中、ハウスのサイドかん水や、新たなパート雇用をすることで、収穫量の増加や作業の効率化を図っていきたいが、サイドかん水については、地面にチューブを這わす、かん水より時間がかかる恐れがあり、夏場の水やりは作業が回りきらないのではないかと懸念されていました。メリットやデメリットを見極めながら、少しずつ導入していききたいとのことでした。

申請者の農園は、先進的に農業をされている地区で、周りの皆さんと共に、今後とも応援をしていきたいと思っております。

この農業経営改善計画の方針については、問題ありません。

それからもう1点、申請者は最近生産緑地制度に指定されたようで、将来的には、市民菜園などの活用も考えて、農地を維持していききたいとのことでした。

議 長

武内推進委員からご意見をいただきました。

私も一緒に行きましたが、今の説明で十分です。先程言われた組合とは、〇〇生産出荷組合と言いまして、その組合員の一人です。特に問題はないと思います。

議 長

2番の担当の引地推進委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことですので、事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

引地委員から資料をいただいております。訪問日が令和4年3月18日で、農業形態は施設野菜を中心とした経営ということで、出荷先は、主に広島市中央卸売市場です。

今後の方針としては、家族、雇用者の効率的な活用を進め、経費削減及び雇用状況の改善に努める。

2点目として、水稻の受託作業について、付近は高齢化が進み、農作業が出来なくなる方々が増加している。今後、特に水稻の受託作業は増加すると思われるので、地元としても、また、私としても応援をしており、頑張っていたきたいとのことです。

この農業経営改善計画の更新について、問題ありませんとの意見をいただいております。

議 長

事務局から引地推進委員の意見を説明いたしました。梶山委員、この他何かご意見はありませんか。

梶山委員

18日に引地推進委員と申請者宅に行きましたら、パート雇用の人が4人おり、最近では1時間当たりの賃金が随分上がっているようで、経営が大変になっているということも言っていました。

今事務局から引地推進委員の意見がありましたが、水稻を20～30aくらい作る農家がこの付近には多く、農機具等をほとんど持たずに、作業を委託していますが、その作業をする人が高齢化し、少なくなっています。申請者も経営がなかなか厳しいということで、農作業受託を増やして収益を上げたいと言っていました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、「意見なし」と、市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、2件を「意見なし」と市長に回答することに決定いたします。

続きまして、議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断について、33件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第6号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの判断についてです。

農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の23ページをご覧ください。今回、1番、2番で上程している合計33筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、竹等の「山林」もしくは、笹、カヤ等の「原野」であり、「農地に該当しない」と判断される土地です。

以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。

1番、谷口委員。

谷口委員

14番の谷口です。

令和3年11月8日に、中川推進委員とともに現地を調査し、確認いたしました。雑木及び竹が生えており、山林であったことをご報告いたします。

議 長

2番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。

本件は、林谷推進委員と共に、令和3年10月1日の調査で位置確認出来な

かった2筆で、その後公図を確認しまして、令和4年2月3日再調査を行い、原野と判断しました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございませんか。

(委員：意見なし)

議 長

異議がないので、議案第6号の33件を非農地の判断をすることについて決定いたします。

続きまして、議案第7号、広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

それでは、議案第7号、広島市農業委員会農地利用最適化推進委員の委嘱の承認について説明します。議案第7号の1ページから4ページをご覧ください。

候補者の詳細については、5ページ、6ページの候補者一覧をご覧ください。

農地利用最適化推進委員の申込状況について、2月の総会でご報告しましたように、定数42人に対し、53人の申込がありました。

定数を超過して申込のあった5つの地区、第2地区から第5地区及び第9地区については、3月11日に選考委員会による面接を実施しました。また、定数を超過なかった5つの地区、第1地区、第6地区から第8地区、第10地区については、現職の推進委員の申込者は書類審査による選考を行い、現職の推進委員以外の申込者は3月11日に選考委員会による面接を実施し、農地利用最適化推進委員の候補者として42名を選考したものです。

なお、本日、ご承認をいただいた後、第4地区、第5地区及び第9地区については、承認をいただいた方が、農地利用最適化推進委員に委嘱するまでの間に、事故その他の事由により、委嘱することができない状況となった場合は、次点者を繰り上げることとするものです。

ただし、第4地区、第5地区について、次点者は2地区以上の農地利用最適化推進委員となることができません。

今後、農地利用最適化推進委員は、新しい農業委員会の会長が委嘱することとしており、委嘱状交付式は6月20日を予定しています。

なお、議案第7号は個人情報が含まれていますので、総会終了後に回収させていただきます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

議 長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

ご意見がないようございますので、42名の候補者を農地利用最適化推進委員として承認することとし、第4地区、第5地区及び第9地区については、承認をいただいた方が、推進委員に委嘱するまでの間に、農業委員の任命、事故その他の事由により、委嘱することができない状況となった場合は、次点者を繰り上げることとし、案のとおり決定することとしてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議なしとのことでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第8号、広島市農業委員会農業用機械・パイプハウス等資材登録制度（農業用機械・パイプハウス等資材バンク）実施要領について上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

それでは、議案第8号、広島市農業委員会農業用機械・パイプハウス等資材登録制度（農業用機械・パイプハウス等資材バンク）実施要領の制定について説明をいたします。議案第8号をご覧ください。

農業委員会では、不要となっている農業用機械・パイプハウス等資材の有効活用を通して本市の農業者を支援し、さらに農地利用の推進を図るため、広島市農業委員会農業用機械・パイプハウス等資材登録制度（農業用機械・パイプハウス等資材バンク）を実施するため、その実施要領を制定するものです。

本日、承認されれば、明日からの運用を開始したいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

議 長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

ご意見がないようでございますので、この案のとおり、広島市農業委員会農業用機械・資材登録制度（農業用機械・パイプハウス等資材バンク）実施要領を制定してよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議なしとのことでございますので、そのように決定させていただきます。事務局から説明のありましたとおり、明日4月6日から運用を開始することといたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入りますが、報告第3号、非農地証明について、事務処理要領の変更がありましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告事項第3号、非農地証明について、事務処理要領の変更がありましたので説明いたします。

従前の農振農用地にかかる非農地証明については、「農用地区域からの除外手続きが完了したものに限り」としていましたが、これを削除し、農用地区域内の農地であっても非農地証明の対象とします。また、農用地区域内の農地に対して非農地証明を交付したときには、農政課及び区農林課へ通知することを定め、通知を受けた広島市が農振農用地から除外する手続きを行うこととなりました。

議案の35ページをご覧ください。報告第3号4番の区域の欄をご覧ください。前月の報告分までは農振農用地の除外分のみが非農地証明の対象でしたので、括弧書きで除外済みという形で補記していましたが、今月からは農振農用地と表記されることとなります。

なお、非農地判断された農地にかかる非農地通知申請についても、非農地証明と同様に、農振農用地からの除外前に交付することとなります。

以上で非農地証明の事務処理要領の変更についての説明を終わります。

議 長

この事務処理要領の変更により、自然かい廃、人為的かい廃のいずれにおいても、要件を満たせば、現時点で農用地区域内の農地であっても、非農地証明の対象としますので、取り扱いについて周知いただければと思います。

それでは、本題に戻りまして、報告第1号から第6号の専決処理について、60件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第1号から第6号までの専決処理について、説明いたします。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出（26ページから29ページ）の20件、及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出（30ページから34ページ）の29件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請（35ページ）の5件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出（36ページ）の3件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地法第3条許可取消（37ページ）の1件、及び報告第6号 農地転用届出撤回（38ページ）の2件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をいたしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第6号について、何か質問等ございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないので、報告事項を終了いたします。

続きまして、議事日程5、その他事項に入ります。

家族経営協定調印式についてと、農業担い手育成研修修了式について、己斐会長職務代理者よろしくお願いします。

己斐委員

私が、今回、家族経営協定調印式と農業担い手育成研修修了式に出席しましたので、報告させていただきます。別紙資料1をご覧ください。

令和4年3月22日に広島市農林水産振興センターで調印式がございました。広島市では、平成12年度から家族経営協定の調印が行われており、広島市全体では、今回の3家族を含め、50家族となりました。農業委員では、沖田委員が、見直しの家族経営協定の調印をされました。協定調印後は、3名の方から家族経営協定での経営方針、目標、役割分担などの発表がありました。

引き続きまして、広島市農林水産振興センター農業担い手育成研修修了式について、報告をいたしますので、別紙資料2をご覧ください。

同じく、3月22日に広島市農林水産振興センターで修了式がございました。活力の実地研修生の修了式と、引き続き、スローライフ・ふるさと帰農・チャレンジ女性3つの研修の合同修了式が開催されました。ひろしま活力農業23期生4名は、安佐

北区白木町へ1名、佐伯区湯来町へ2名、安芸太田町へ1名、去年の4月から8か月の実地研修を終え、12月から本格的に就農されています。活力の修了式には、農業委員会からは地元委員として、岩重農業委員、吉田農業委員、小林推進委員、林谷推進委員が出席されておりました。23期生を代表して、安佐北区白木町に就農されている〇〇さんから、意気込みを発表していただきました。

続いて、スローライフ、ふるさと帰農、チャレンジ女性の合同研修修了式も行われました。私事ですけど、ふるさと帰農2期生として、振興センターで研修したことを懐かしく思い浮かべた次第でございます。農林水産振興センターでの研修の成果を十二分に発揮していただき、地域の振興に努めていただけたらと思っております。

この3つの研修で15名の方が地域に入っていく予定ですので、担当地区の委員の皆様には引き続きご支援をお願いいたします。

来年度は、1名の活力生（広島市）と、6名のスローライフ生（広島市）を新規で受け入れる予定でございます。農業委員会としても、新規就農者の支援をしていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で、家族経営協定調印式及び農業担い手育成研修修了式の報告を終わります。

議 長

己斐会長職務代理者、ご報告ありがとうございました。

以降の案件につきましては、事務局から報告をお願いします。

事務局（小路次長）

資料3、6ページをご覧ください。3月4日及び5日に開催されました、広島市議会令和4年度予算特別委員会の農業関係質疑の要旨について、ご報告いたします。

まず、安佐南区の藤井委員から、「環境にやさしい農業の推進について」、今国会に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業の促進等に関する法律案」を提出するなど、有機農業の拡大を目指す国の動きをどう受け止めているか。来年度の取組はどうか。学校給食の有機化に向け地場産野菜の有機栽培化を進めてはどうかとの質問があり、農政課長から、国の法律案では、国の責務や地方公共団体の計画認定制度が盛り込まれている。本市が進める「環境にやさしい農業」にどのような効果があるか、法案の審議状況を注視したい。来年度は、有機農業希望者への研修経費などを計上している。有機栽培は病害虫の発生コスト増加などの課題があることから、有機農業を行いやすい農地のあっせんや技術情報の提供に加え、新たな研修による技術の習得支援に取り組みたいとの答弁がございました。

また、市長から、世界人口が増加する中、農薬など工業の発達で食糧の大量生産が可能になってきたが、土壌の劣化や人体への影響などから有機農業の必要性が研究、議論されている。食糧の大量供給国で農薬が使われなくなると生産量が減少し、自給率の低い日本では食糧が不足するため、有機農業は、国内で供給できるところで、ということになるが、その持続には、価格を下げるための税金の投入や、地域内での生産物の流通・消費の循環など、生産者を支える仕組みが必要になる。経済がグローバル化する一方、共助の精神も踏まえたローカル経済圏の中で、可能なことから進める

という視点で見ていただきたいとの答弁がありました。

次に、安佐南区の海徳委員から、「生産緑地制度の活用について」、生産緑地制度の指定要件、申出・指定農家数、指定手続きや都市計画協力団体の役割、今後の指定見込みはどうかとの質問がございまして、農政課長から、500㎡以上の一団の農地で、農産物の販売、食農体験や防災活動への協力申出、営農継続困難な際の貸付同意が指定要件である。令和2年度は18戸、3年度は11戸から指定の申し出があり、すべて指定された。令和4年度は、4月中旬までに都市計画協力団体のJA広島市、JA安芸に申し出を行い、協力団体が審査のうえ都市計画案を市に提出し、12月指定の予定である。そのほか協力団体は、制度の普及啓発や貸付希望者の把握及び仲介などを行う。今後とも普及啓発や相談への丁寧な対応により、指定が進むよう努めたいとの答弁がありました。

次に、安佐北区の山内委員から、「農業支援、有害鳥獣対策について」として、まず本市の水稻栽培の状況はどうか。コメの取引価格を上げるブランド化が大事と考えるが、取組の現状とブランド化に向けた減農薬栽培やストーリー醸成に向けた支援はどうかとの質問があり、農政課長から、水稻作付面積は平成22年度の1,234haに対し令和2年度は888haで約28%減少し、農家戸数は6,444戸から4,028戸で約37%減少している。ブランド化の取組としては、化学農薬・化学肥料を5割以下に低減して県の特別栽培米の認定を受けた白木町の「神乃倉米」、堆肥や肥料にこだわった土づくりにより生産する安芸区の「JA安芸こだわり米」などがある、支援については、これまで区農林課の職員が減農薬栽培や病虫害の防除などをアドバイスしてきたが、今後は技術的アドバイスに加え、パッケージデザインやネーミングに関するデザイナー等の紹介や、ストーリーを直接消費者へ伝えられる「ひろしま朝市」での直売機会の紹介などを行うなどの答弁がありました。

続けて山内委員から、有害鳥獣対策の予算額、被害金額や捕獲実績、箱わな設置の10年前との比較はどうか。団地住民の対処方法、来年度の捕獲物運搬委託の内容、捕獲した有害鳥獣の有効活用はどうかとの質問があり、森づくり担当課長の方から、予算額は8,172万5千円で昨年から12%、平成24年度から約58%増加した。被害金額は令和2年度が4,515万円、平成22年度が6,098万2千円で約26%減少、イノシシ及びシカの捕獲実績は令和2年度が3,918頭、平成22年度が2,178頭で約80%増加、箱わな設置数は令和2年度が196基で、設置開始の平成23年度が60基で約倍に増加した。団地住民は、まず区の農林担当課へ相談いただき、区から対処方法や防除に関する助言を行うとともに、必要に応じて有害鳥獣駆除班による駆除を実施している。来年度の捕獲物運搬委託は、現在農家が行っている捕獲物の焼却施設への運搬が高齢化で困難となる中で、現場の状況に即した効果的な駆除体制への移行を促すことを目的に、市内2地区でモデル的に、鳥獣の駆除施設への運搬を民間事業者へ委託するものである。有害鳥獣の資源としての有効活用は有意義であり、「湯来ジビエの会」に平成26年度に補助金を交付し、区が地域資源特産化検討会を開催するなど継続支援しており、今後もこうした取組の拡大に取り組みきたいなどの答弁がありました。

続いて市長から、有害鳥獣対策は、個々の被害者による対応の補完から、自然災害

のように行政が税金で救済するという方向、またジビエなどへの有効活用への支援という方向を目指している。また農業政策に関しては、戦後農家を支えてきた食糧会計の米の買取制度が、減反などによっても維持できなくなって転換され、その結果、生計が成り立たなくなっていて多くの人が都会に出て荒れ地が増え、過疎地と都市部の格差が大きくなり、国力が低下しているのが今の日本の現状である。基礎自治体としては、中山間地での荒れ地の開墾、定住の誘導や新規就農者の育成、その方々の生活を支える生産物の販売・消費のローカル経済圏作り、例えば学校給食でのコメ消費や地産地消、有機農業などを取り込んだシステムづくりに取り組む必要がある。時間はかかるが、やっていきたいなどの答弁がありました。

次に、安佐北区の今田委員から、「農地の保全管理と農業の担い手育成について」、まず水稻栽培による農地管理への市の考え方と、来年度の具体的な取組はどうかとの質問があり、農政課長から、水稻栽培は農地の保全に重要な役割を果たしているが、不整形かつ狭小で、効率的な農業経営に適さない農地の多い本市では、生産技術指導や有害鳥獣対策に加え、地域の共助の取組による水稻栽培を進める必要がある。このため来年度予算では、「農業生産技術指導」や「いのしし捕獲柵整備事業補助」などを引き続き計上するとともに、令和3年度に開始した「地域主体の農地利活用事業」について、地域の共助による農地利活用計画の策定支援又は計画に基づく機械購入等経費の補助を計上しているなどの答弁がありました。

続けて今田委員から、若い農業者経営者の確保や定着の取組、地域でのサポート体制等はどうかとの質問があり、農政課長から、他産業並みの所得を確保できる経営者を育成する「“ひろしま活力農業”経営者育成事業」は、就農候補農地が少ないため来年度は1名を見込んでいる。令和9年度の事業開始以降研修生50名のうち42名が定着している。栽培技術の丁寧な指導や地域に溶け込む心構えなどの研修を行うとともに、各地域でサポート体制が構築され、農業経営者同士で情報共有できる環境にもなっているなどの答弁がありました。

次に、西区の田中委員から、「「ひろしま地産地消の日」の推進について」、「ひろしま地産地消の日」推進のため、「ひろしま朝市」の規模や出店者を拡大してはどうか、地域活性化の観点からも市内各地の取組を支援してはどうかとの質問があり、農政課長から、「ひろしま朝市」などの直売所は、「ひろしま地産地消の日」推進に効果があると考えており、今後市が行う、平和大通りの魅力・価値向上に関するワークショップへの参加を出店農家に呼び掛けるとともに、参加者の意見を踏まえて規模拡大を検討したい。地元の農林漁業者以外の企業や学校等の出店については、今後実行委員会で議論したい。現在「ひろしま地産地消の日」を中心に、市内の他の直売所と連携して地産地消の普及に取り組んでいるが、地域活性化の観点も踏まえ、集客施設や企業、イベントでの直売機会を増やすため、施設管理者等との調整などの支援を行いたいなどの答弁がありました。

最後に、安佐南区の椋木委員から、「有害鳥獣対策について」、有害鳥獣駆除体制・狩猟免許保持者の現状、技術習得・免許取得などへの支援、捕獲の状況や処分のスムーズ化への取組はどうかとの質問があり、森づくり担当課長から、猟友会の協力を得て14班の有害鳥獣駆除班を編成しており、令和3年度の班員数は158名、年齢構

成は30代が7名、40代が9名、50代が16名、60代以上が116名であり、市内の狩猟免許所持者は1,325名で、20代以下が57名、30代が116名、40代が249名、50代が209名、60代以上が694名である。長年の経験者の知識・技術の伝承は重要であり、駆除班長を講師とした若い班員への研修会を実施している。「有害鳥獣駆除従事者育成事業」は有害鳥獣駆除の活動に当たることを条件に狩猟免許取得費用の一部を補助するもので、事業による免許取得者は、令和2年度が11名、3年度が18名である。令和2年度の捕獲実績はイノシシ2,169頭、シカ1,749頭、サル86頭である。イノシシ、シカは10年前に比べ約80%増加している。駆除者の高齢化を踏まえ、市内2地区でモデル的に、鳥獣の駆除施設への運搬を市から民間事業者へ委託する事業に新たに組み込む予算を計上しているなどの答弁がありました。

事務局（有馬主査）

続きまして、配付資料4の令和4年度農業委員会事務局職員業務分担についてです。資料は9ページになります。今年度の職員の業務分担表になります。前年度からの主な変更点についてご説明いたします。まず、昨年度までの石原次長に代わり、小路次長が全体統括、有馬が4条許可、利用権、非農地証明を担当いたします。続いて西村主事は5条許可、農振法関係を担当いたします。今年度より配属された山崎主事は3条許可、総会を担当いたします。山室主事は、昨年度に引き続き納税猶予新規証明を担当いたします。主な変更点を中心に説明をいたしました。

なお、森下技師の担当分については、当面、平木主幹と西村主事が担当いたします。

また、今後、農地あっせん等で農地基本台帳の提供を求められる場合は、例えば安佐南区の農地の場合は、地区の担当者である私に依頼するなど、各地区協の担当者にご依頼をお願いいたします。

続きまして、配付資料5の令和4年度農業委員会総会等開催予定についてです。資料の10ページになります。内容としては、2月の総会でお配りしたものと同じですが、再掲載するものです。また、総会等の開催時期が近くなりましたら、別途案内文書等により通知しますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、配布資料6の令和4年度地区協議会・研修会等の日程についてです。資料の11ページになります。先日行われました、令和3年度第6回地区協議会でも各地区協で説明いたしました内容でございますが、令和4年度の地区協議会及び研修会等の日程表です。こちらにも内容について変更はありません。

続きまして、配付資料7の第1回地区協議会開催日程案についてです。資料の12ページになります。各地区の日時及び場所については、資料の通りですが、太字ゴシック体で印字されている部分について、説明いたします。

まず、日時については、安佐南区、佐伯区が15:30からの開催となっています。

場所については、旧市が東区地域福祉センター4階 小会議室、可部・安佐地区が亀山公民館2階 第1研修室、安芸区が安芸区総合福祉センター4階 会議室、佐伯区がJ A広島市五日市中央支店2階 会議室の予定となっていますので、お間違えの無いようお願いいたします。会場等の変更があった場合は、別途案内文書等により通

知いたします。内容については、資料の中ほど以降に記載されている項目を予定していますので、よろしくお願ひします。

続きまして、配付資料8の令和4年度の現地調査日程についてです。資料の13ページになります。こちらでも2月の総会でお配りしたものと変更はございません。

続きまして、配付資料9の令和4年4月の現地調査日程についてです。資料の14ページになります。

今月の許可案件等の受付締切日は4月15日（金）です。

現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方（17：15～18：00頃）に電話で調整させていただきます。

現地調査日程なんですけれども、翌週の18日（月）の午前は旧市、午後は安芸区、19日（火）の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、20日（水）の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しております。

許可申請の状況によっては、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

配付資料の別添資料について、簡単に説明させていただきます。

チラシで別途配付されているものですが、2種類あって、令和4年度の「“ひろしまそだち”野菜アドバイザー育成研修生」募集案内と、令和4年度「広島市食農コーディネーター育成研修生」の募集案内2枚白黒の紙で打ち出したものがあります。

いずれも募集期間が令和4年4月1日から22日、20日くらい期間がありますが、年齢条件がございまして、18歳以上の、各々の事業の取組みの推進に意欲のある方がいらっしゃいましたら、ご案内をしていただければと思います。

なお、この募集案内、打ち出したものなんですけれども、こちらについては、農林水産振興センターのウェブサイト、この案内の中の開いたところに書いてあるホームページのアドレスですが、こちらからリンクを辿っていただいたところに申込み用紙の方が、この様式と全く同じものがダウンロードできるようになっていると振興センターから伺っておりますので、用紙がないと言われた場合は、ウェブサイトの方をご覧いただくようにご案内をお願いできればと思います。

続いて、カラー刷りの一枚もの、開きのものがありまして、これは「ひろしまそだち」についてですが、こちらについては、見開きの開いたところにあります、「ひろしま地産地消の日」、先ほどもちょっとお話が出た件です。こちらの「ひろしま地産地消の日」を制定しましたという記事、及び広島市の農業振興協議会や畜産委員会のメンバーが「とれたて元気市」で和牛焼肉弁当の販売をやっているなど、あとはマルシェの開催等についてということで、そのほか最終頁については「ひろしまそだち」の産品として祇園パセリの紹介がされております。

お時間あるときにぜひご一読いただければと思います。

最後に、2022年全国農業図書の普及推進図書ということで、こちらは広島県の農業会議所の方から資料の方を提供いただきました。こちらについても農業委員会の活動と農業者のための図書ということで、今年度版の目録が色々と掲載されておりますので、興味ある文書等ありましたら、購入申込書が最終頁にありますので、こちらでお申し込みいただき、お手に取って見てはどうかと思いますのでご案内いたします。

た。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

ないようですので、これで令和4年第4回総会を終了します。

次回の総会は、令和4年5月9日(月)午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、鍛冶山会長職務代理者によろしく申し上げます。

鍛冶山会長職務代理者

大変熱心な審議ありがとうございました。

桜も満開となり、これが散ると、また農作業のほうに忙しくなる時期となりますが、コロナのリバウンドというの也被われております。体には十分気を付けて頑張っているだけだと思います。本日はどうもお疲れ様でした。